

高知県建設工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県建設工事検査規程（昭和42年高知県訓令第3号。以下「検査規程」という。）に基づき、建設工事の検査を実施するために必要な細目を定めるものとする。

(検査職員)

第2条 検査は検査規程第5条の規定に基づく検査職員が行うものとする。

- 2 検査職員は、第6項の「工事検査職員指命基準」に定めるところによる技術職員を指命しなければならないものとする。
- 3 債務工事の各会計年度における支払限度額の最終出来高検査は、完成検査と同様の検査として取り扱うものとする。
- 4 材料検査については、「工事検査職員指命基準」に定めるもののほか、高知県建設工事監督規程（昭和42年高知県訓令第2号。以下「監督規程」という。）第18条の規定に従うものとする。
- 5 部分引渡の検査については、完成検査として取り扱うものとする。
- 6 工事検査職員指命基準は、次のとおりとする。
ただし、条件付採用職員は除く。

範 囲	検査区分	検 査 職 員
当初の1件の請負対象金額が7,500万円以上の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・完成検査 ・中間検査 ・債務各年最終出来高検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設検査長 ・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、当該工事（軽微な工事を除く）を担当していない課長
	<ul style="list-style-type: none"> ・出来高検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・出先機関のない課室 補佐、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、当該工事（軽微な工事を除く）を担当していない課長及び班長・チーフ
	<ul style="list-style-type: none"> ・材料検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設検査長 ・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・事業主管課及び出先機関の監督職員
当初の1件の請負対象金額が7,500万円未満の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・完成検査 ・中間検査 ・債務各年最終出来高検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、 当該工事（軽微な工事を除く）を担当していない課長及び班長・チーフ

	<ul style="list-style-type: none"> 出来高検査 	<ul style="list-style-type: none"> 出先機関のない課室 補佐、建築技査、技査 出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、当該工事（軽微な工事を除く）を担当していない課長及び班長・チーフ
	<ul style="list-style-type: none"> 材料検査 	<ul style="list-style-type: none"> 工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 事業主管課及び出先機関の監督職員

注：・債務各年最終出来高検査とは、債務工事において、建設工事請負契約書第40条第2項の支払限度額に対応する各会計年度の最終の出来高検査。

- ・林業出先機関においては技術次長を次長とする。
- ・軽微な工事とは、当初の請負対象金額が400万円を超えない工事。
- ・出先機関のないとは、出先機関を所属していないもの、又は出先機関において検査業務を行っていないもの。

（検査命令）

第3条 検査命令権者は、検査規程第7条に留意し同第3条、第4条、第5条、第6条の規定に従い、次の各号について検査の命令を行うものとする。

- (1) 請負者から、工事完成通知書又は指定部分にかかる工事完成通知書、出来高検査請求書、工事材料検査請求書、工場製品検査請求書及び部分引渡検査請求書の提出があった場合。
- (2) 監督職員から検査の要請があった場合。
- (3) 新工法工事、新材料等使用工事、特殊な工事等で検査の必要を認める工事。
- (4) 検査の依頼委託を受諾した工事検査。

2 検査命令権者が、検査規程第5条第2項による複数指命する対象工事は下記のとおりとする。

- (1) 当初の1件の請負対象金額が5億円以上の工事
- (2) 仮組検査を設計計上している大規模橋梁(上部工)工事
- (3) ダム工事
- (4) 100m以上のトンネル工事
- (5) 特に検査命令権者が必要と認めた工事

（検査の実施）

第4条 検査職員が検査を行うにあたっては、別に定める高知県建設工事検査技術基準に従って行うものとする。

2 中間検査については、検査規程第2条第(2)号及び監督規程第20条の規定によるほか、中間検査対象範囲及び中間検査回数並びに検査時期を次に定め実施するものとする。

- (1) 中間検査対象範囲
 - ア 当初請負対象金額 7,500万円以上の工事を原則とする。
 - イ 新工法、新材料等を使用した工事、又は特殊工事等の場合とする。
 - ウ 維持補修、除草、植栽管理等の単純工事は除くことができるものとする。
- (2) 中間検査回数

ア 1回を原則とする。ただし、低入札工事は2回を原則とする。(低入札工事とは、低入札価格調査制度調査対象工事をいう。)

イ 検査回数は、上記のアを基本とするが、同一年度に複数の場所において検査を要する工事(仮組検査を設計計上している大規模橋梁(上部工)工事や、ブロック制作と据え付けを行う港湾工事など)は増とするなど、必要に応じ増減することができるものとする。

ウ 債務工事については、当初請負対象金額を年度支払限度額として読み替え適用するものとする。

(3) 中間検査の時期

検査時期は、概ね工事進捗率30%から80%の間で、監督職員が工事内容により中間検査回数に応じた最適な時期を選定し、検査命令権者に報告しなければならないものとする。

(検査の特例)

第5条 工事設備又は工事中用材料で日本工業規格その他の規定に定めるものを検査する場合において、製造者の試験記録等又は試験機関の検定に基づいたものを検査にかえることができるものとする。

(検査の合否判定)

第6条 検査職員は、検査規程第2条の検査を行う場合は、検査規程第10条による検査資料と対比し、高知県建設工事検査技術基準に従い、工事の実施状況、出来形、品質、施工及びその管理並びに出来ばえ等、工事の検査結果を検査命令権者に報告するものとする。

(検査の合否決定)

第7条 検査命令権者は、検査職員の検査結果の報告を受け、総合的な判断のもとに検査の合否を決定するものとする。

2 検査命令権者は、検査の結果「不合格」と認めた場合は、不適合な箇所の出来形及び補修、改造、手直し(以下「手直し」という。)等の調査及び手直し工事の監督指導を総括監督員に指示しなければならない。

3 検査規程第12条第2項の「検査処置検討会議」の委員は次に定める職員とする。

	議 長	会 議 委 員	
当初の1件の請負対象金額が7,500万円以上の検査	事業担当部局長又は事業担当部局長が指名した者	事業担当部長 事業担当技術副部長 建設検査長 検査担当課室長 事業担当課室長 契約担当課室長 その他議長が認める者	
当初の1件の請負対象金額が7,500万円未満の検査	検査命令権者又は検査命令権者が指名した者	出先機関のある場合	出先機関のない場合
		所長 技術次長等	事業担当課室長 副参事

		土木技査・技査 工事担当課長 その他議長が認める者	技術補佐 建築技査・技査 契約担当課室長 その他議長が認める者
--	--	---------------------------------	--

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、工事検査の実施に関し別途細目を定めることができる。

(適用外工事)

第9条 一般的な土木工事を除く軽微な修繕設備補修工事等については、検査規程第14条の規定により適用除外工事とすることができる。

附則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年10月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和7年6月20日から施行する。
- 5 この要領は、令和7年10月23日から施行する。
- 6 この要領は、令和8年4月1日から施行する。